

福島県大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト事業 業務委託仕様書

1. 委託業務名

福島県大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト事業

2. 事業目的

A L P S 処理水の海洋放出がはじまり、風評被害の拡大が懸念される。このため、国の地域情報発信交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援事業）））を活用し、東日本大震災が風化しつつある首都圏を中心とした県外や若年層をターゲットに、大玉村農産物の美味しさや安全性、自然や文化の魅力を伝えて認知拡大と風評払拭を図るとともに、深い理解促進と興味関心喚起につなげる。

【参考】地域情報発信交付金とは

福島再生加速化交付金のうち、福島定住等緊急支援の一つとして令和3年度に創設された交付金。地方公共団体が自らの創意工夫によって行う復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の情報発信及び関連施設改修その他の取組を支援する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 委託料（上限）

8,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 委託業務の内容

（1）モニターツアーの実施について

行程は1泊2日を2回実施とする。

① ツアーは本村が募集は行うこととする。

- ・「大玉村」の観光資源を活かした「体験型」のモニターツアー10～15名×2回実施。
- ・募集は本村が行うが、申込受付業務から本委託業務の範疇となる。
- ・移住定住に繋げるため村民との交流の場を設け、大玉村の「ヒト」「モノ」「コト」を総合的に感じる内容とする。
- ・参加者から参加料等の金銭を徴収することは差し支えないものとする。

② 効果検証

- ・参加者に対してヒアリングやアンケート調査を実施すること。
- ・検証方法や内容について、より効果的な内容となるよう検討すること。

③ 取材記事の実施

- ・県外に向けて大玉村の魅力を伝え、理解し、来たくなることを目的とした、(1) モニターツアーの取材記事制作。

納品物は、ツアー時の写真4枚程度と、取材原稿。

(2) 「大玉村の食の魅力」プレゼントキャンペーンの実施

- ・本村の特産品をプレゼントするキャンペーンを実施し、キャンペーン拡大と共に、特産品の安全性と美味しさについて、認知理解を広げていくこと。
- ・若年層をターゲットとするため、SNSを使い、自動的な拡散効果を狙うこと。
- ・ポータルサイト内に、プレゼントキャンペーンのランディングページを構築すること。
- ・ランディングページには、プレゼントキャンペーンの概要を掲載すること。また、本キャンペーンの申込フォームを作成すること。申込フォームには、メールアドレスを設け、申込後は完了メールが届く仕様とすることとし、当選者については、氏名・住所・電話番号を確認すること。また、申込フォームは、画面上の見やすい位置に配置すること。
- ・風評動向の調査を目的として、申込フォームに、本村についての印象等のアンケートを設けること。アンケート結果については、報告書にて提出すること。
- ・より多くのキャンペーン応募者が得られるよう、キャンペーン告知の広告配信を実施すること。
- ・プレゼント当選者は50名程度とする。プレゼントキャンペーンの申込状況（件数や属性等）及び当選者についても、一覧やグラフ等により報告書として提出すること。
- ・キャンペーンの運用（プレゼント内容の選定、仕入れ等）は受託者に一任するが、村内事業者を候補とすること。

(3) 広告配信の実施

- ・より多くの、プレゼントキャンペーンの応募者が得られるよう、広告配信を実施すること。
- ・広告クリエイティブは受託者が作成すること。
- ・業務目的を達成するための効果的な媒体を選定すること。
- ・広告配信終了後は、広告実施を証明できる資料及び運用期間における掲載レポートをまとめ、報告書として提出すること。

(4) 調査結果の分析及び次年度施策の課題設定

- ・ポータルサイトの閲覧結果等を分析し、次年度における課題を設定して報告すること。

(5) 留意事項

- ・各事業の実際の実施にあたっては、社会情勢などに応じて、本村と協議のうえ決定する。

6. 提出書類

受託者は、次に掲げる書類を委託者が指定する日まで提出しなければならない。

- (1) 着手届（事業着手後、直ちに提出）
- (2) 業務工程表（着手届と同時に提出）
- (3) 完了届（事業終了後、直ちに提出）

(4) 事業報告書

受託者は本業務終了後、速やかに契約書に規定する事業報告書を提出すること。

同報告書については、事業の実施内容と併せて、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

また、本業務により得られた各種データを活用した効果検証や今後の課題を含めた報告を行うこと。

(6) 成果品

本業務における成果品は、基本的には電子データで納品すること。

(5) その他必要と認める書類

7. 統括責任者

本業務にあたり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

8. 特記事項

(1) 著作権等

本業務の実施により生じた著作物は全て本村に帰属するものとする。

(2) 機密保持等

受託者は、本仕様書に定めるところのほか、大玉村個人情報保護条例、その他関係法令を遵守するものとする。

(3) その他

本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ委託業務を遂行するものとする。本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。